

●電子申請による免許申請について●

平成20年2月より、免許証の電子申請はe-Gov（電子政府の総合窓口）電子申請システムを利用して行っていただくことになりました。

なお、令和3年10月より、免許証の電子申請に電子署名は不要となりました。

※ 電子申請の留意点や方法などについてはe-Govホームページでご確認下さい。

（URL：<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）

I 事前準備（初めての方のみ）

パソコン環境の設定を行って下さい。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「利用準備」のページを参照下さい。

（URL：<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/>）

II 申請書の作成

※ 作成方法については、e-Govホームページ上にある「電子申請する」のページを参照下さい。

（URL：<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/procedure>）

※ 申請手続は正しく選択して下さい。

「〇〇免許の試験合格に係る新規交付申請」：「免許試験合格通知書」を交付された方

「〇〇免許の試験免除に係る新規交付申請」：「免許試験結果通知書」を交付された方、
無試験で免許を受ける資格のある方

III 電子納付（前納）

免許証申請の手続については、手数料（各種免許申請につき1,450円）を納付する必要があります。手数料を納付した後の返還・流用は認められませんのでくれぐれもご注意下さい。手数料等に疑義がある場合は、事前に都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

※ 納付方法については、e-Govホームページ上にある「電子納付について」のページを参照下さい。

（URL：<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/payment>）

IV 添付書類の提出

写真（横24mm×縦30mm）（運転免許証サイズ）1枚及び添付書類（17、18ページ参照）については、郵送により提出して下さい。なお、郵送するに当たっては、e-Gov電子申請システムの添付書類の情報を入力する画面の「別送」を選択していただくとともに、郵送時にe-Gov電子申請システムの「手数料等領収確認のお知らせ」が表示されているページを印刷して同封して下さい。

また、封筒には赤字で「電子申請」と記載してください。

V 申請後の処理

申請後、申請した手続の処理状況を確認することができます。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「申請等の処理状況を確認する」のページを参照下さい。

（URL：<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/confirm>）